

社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 資金決済会社 加入者又は発行者のために、<u>短期社債等の新規記録、振替及び償還又は一般債の新規記録、振替、償還、繰上償還（一般債の銘柄の払込日翌日から償還期日（償還日（償還日が第 4 条に規定する休業日又は一般債の銘柄の発行条件に定める海外休日に該当する場合には実際の償還の日）をいう。以下同じ。）の前日までにおいて、発行残高の全部又は一部を償還する償還方法をいう。以下同じ。）、定時償還（一般債の銘柄の利払日のいずれかの日において、各社債の金額に対して均一の割合のみを償還し、その未償還割合が小数点以下 10 位未満の端数が生じないファクターで表現できる償還方法をいう。以下同じ。）及び利払に伴う資金決済を行う者として、あらかじめ機構に登録された者をいう。</u></p> <p>(20)～(36) (略)</p> <p>(37) ファクター 一般債の銘柄に係る情報として次の算式により算定された値をいう。</p> $\text{ファクター} = \frac{\text{各社債の金額} - \text{各社債の金額に対する定時償還済みの額及び第 8 条の 2 第 2 項第 4 号ハに規定するコールオプション行使に伴う繰上償還（発行残高の一部を償還する繰上償還に限る。）済みの額}}{\text{各社債の金額}}$	<p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 資金決済会社 加入者又は発行者のために、<u>短期社債等又は一般債の新規記録、振替、抹消並びに定時償還（一般債の銘柄の利払日のいずれかの日において、各社債の金額に対して均一の割合のみを償還し、その未償還割合が小数点以下 10 位未満の端数が生じないファクターで表現できる償還方法をいう。以下同じ。）及び利払に伴う資金決済を行う者として、あらかじめ機構に登録された者をいう。</u></p> <p>(20)～(36) (略)</p> <p>(37) ファクター 一般債の銘柄に係る情報として次の算式により算定された値をいう。</p> $\text{ファクター} = \frac{\text{各社債の金額} - \text{各社債の金額に対する定時償還済みの額}}{\text{各社債の金額}}$

(38)～(40) (略)

(一般債の範囲)

第8条の2 (略)

2 前項の場合において、一般債は次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1)～(3) (略)

(4) 次に掲げる方法により償還が行われるもの

イ 満期一括償還（償還期日に全部の発行残高を償還する償還方法をいう。）

ロ (略)

ハ コールオプション（発行者の意思表示により、当該発行者が発行する銘柄の一般債について、繰上償還又は定時償還をすることができる権利をいう。以下同じ。）行使に伴う繰上償還

ニ (略)

(5)・(6) (略)

(発行代理人)

第13条 (略)

2 (略)

3 機構は、発行代理人としての指定を行う場合には、当該発行代理人としての指定を受ける者に対し、その指定の日を通知する。

4 機構は、第2項の指定を行った発行代理人の名称を公表する。

5 (略)

6 機構は、前項の規定により発行代理人の名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。

(38)～(40) (略)

(一般債の範囲)

第8条の2 (略)

2 前項の場合において、一般債は次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1)～(3) (略)

(4) 次に掲げる方法により償還が行われるもの

イ 満期一括償還（償還期日（償還日（償還日が第4条に規定する休業日又は一般債の銘柄の発行条件に定める海外休日に該当する場合には実際の償還の日）をいう。以下同じ。）に全部の発行残高を償還する償還方法をいう。）

ロ (略)

ハ コールオプション（発行者の意思表示により、当該発行者が発行する銘柄の一般債について、繰上償還（一般債の銘柄の払込日翌日から償還期日の前日までににおいて、発行残高の全部又は一部を償還する償還方法をいう。以下同じ。）又は定時償還をすることができる権利をいう。以下同じ。）行使に伴う繰上償還

ニ (略)

(5)・(6) (略)

(発行代理人)

第13条 (略)

2 (略)

(新設)

3 機構は、前項の指定を行った発行代理人の名称を公表する。

4 (略)

(新設)

7・8 (略)

9 機構は、前2項の規定により発行代理人としての指定を取り消す場合には、あらかじめ当該発行代理人に対し、その取消しの日を通知する。

10 機構は、第1項の規定により発行代理人としての指定を行う場合、第5項の規定により発行代理人の名称に変更があることを知った場合又は第7項若しくは第8項の規定によりその指定を取り消す場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人）、機構加入者及び資金決済会社に対し、当該発行代理人の名称及びその指定の日、変更の日又は取消しの日を通知する。

11 機構は、第7項の規定により発行代理人としての指定を取り消した場合又は第8項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

12 機構は、発行代理人が第8項各号に掲げる場合に該当し、当該発行代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行代理人に対し、社債等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行代理人は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(支払代理人)

第14条 (略)

2 (略)

3 機構は、支払代理人としての指定を行う場合には、当該支払代理人としての指定を受ける者に対し、その指定の日を通知する。

4 機構は、第2項の指定を行った支払代理人の名称を公表する。

5 (略)

6 機構は、前項の規定により支払代理人の名称に変更があることを知った場合には、

5・6 (略)

7 機構は、前項の規定により発行代理人としての指定を取り消す場合には、あらかじめ当該発行代理人に対し、その取消しの日を通知する。

8 機構は、第1項の規定により発行代理人としての指定を行う場合又は第5項若しくは第6項の規定によりその指定を取り消す場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人）、機構加入者及び資金決済会社に対し、当該発行代理人の名称及びその指定の日又は取消しの日を通知する。

9 機構は、第5項の規定により発行代理人としての指定を取り消した場合又は第6項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

10 機構は、発行代理人が第6項各号に掲げる場合に該当し、当該発行代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行代理人に対し、社債等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行代理人は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(支払代理人)

第14条 (略)

2 (略)

(新設)

3 機構は、前項の指定を行った支払代理人の名称を公表する。

4 (略)

(新設)

その旨を公表する。

7・8 (略)

9 機構は、前2項の規定により支払代理人としての指定を取り消す場合には、あらかじめ当該支払代理人に対し、その取消しの日を通知する。

10 機構は、第1項の規定により支払代理人としての指定を行う場合、第5項の規定により支払代理人の名称に変更があることを知った場合又は第7項若しくは第8項の規定によりその指定を取り消す場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人）、機構加入者及び資金決済会社に対し、当該支払代理人の名称及びその指定の日、変更の日又は取消しの日を通知する。

11 機構は、第7項の規定により支払代理人としての指定を取り消した場合又は第8項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

12 機構は、支払代理人が第8項各号に掲げる場合に該当し、当該支払代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該支払代理人に対し、社債等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた支払代理人は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(資金決済会社)

第15条 (略)

2 機構は、資金決済会社としての登録を行う場合には、当該資金決済会社としての登録を受ける者に対し、その登録の日を通知する。

3 機構は、第1項の登録を行った資金決済会社の名称を公表する。

4～6 (略)

7 資金決済会社は、第1項の規定により機

5・6 (略)

7 機構は、前項の規定により支払代理人としての指定を取り消す場合には、あらかじめ当該支払代理人に対し、その取消しの日を通知する。

8 機構は、第1項の規定により支払代理人としての指定を行う場合又は第5項若しくは第6項の規定によりその指定を取り消す場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人）、機構加入者及び資金決済会社に対し、当該支払代理人の名称及びその指定の日又は取消しの日を通知する。

9 機構は、第5項の規定により支払代理人としての指定を取り消した場合又は第6項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

10 機構は、支払代理人が第6項各号に掲げる場合に該当し、当該支払代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該支払代理人に対し、社債等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた支払代理人は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(資金決済会社)

第15条 (略)

(新設)

2 機構は、前項の登録を行った資金決済会社の名称を公表する。

3～5 (略)

6 資金決済会社は、第1項の規定により機

構に申請した事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

8 機構は、前項の規定により資金決済会社の名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。

9 (略)

10 機構は、前項の規定により資金決済会社としての登録を抹消する場合には、あらかじめ当該資金決済会社に対し、その抹消の日を通知する。

11 機構は、第1項の規定により資金決済会社としての登録を行う場合、第7項の規定により資金決済会社の名称に変更があることを知った場合又は第9項の規定によりその登録を抹消する場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人）、機構加入者及び資金決済会社に対し、当該資金決済会社の名称及びその登録の日、変更の日又は抹消の日を通知する。

12 機構は、第9項の規定により資金決済会社としての登録を抹消した場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

(日銀ネット資金決済会社)

第15条の2 (略)

2 機構は、日銀ネット資金決済会社としての登録を行う場合には、当該日銀ネット資金決済会社としての登録を受ける者に対し、その登録の日を通知する。

3 機構は、第1項の登録を行った日銀ネット資金決済会社の名称を公表する。

4～7 (略)

8 機構は、前項の規定により日銀ネット資金決済会社の名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。

9 日銀ネット資金決済会社は、日銀ネット資金決済会社としての登録の抹消を受けようとする場合には、規則で定める方法によ

構に申し出た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(新設)

7 (略)

(新設)

8 機構は、第1項の規定により資金決済会社としての登録を行う場合又は前項の規定によりその登録を抹消する場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人）、機構加入者及び資金決済会社に対し、当該資金決済会社の名称及びその登録の日又は抹消の日を通知する。

9 機構は、第7項の規定により資金決済会社としての登録を抹消した場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

(日銀ネット資金決済会社)

第15条の2 (略)

(新設)

2 機構は、前項の登録を行った日銀ネット資金決済会社の名称を公表する。

3～6 (略)

(新設)

7 日銀ネット資金決済会社は、日銀ネット資金決済会社としての登録の抹消を受けようとする場合には、規則で定める方法によ

り、機構に対し、その旨の申出をしなければならない。この場合において、機構は、当該申出による日銀ネット資金決済会社としての登録の抹消により社債等振替制度の円滑な運営が阻害されるおそれがあると認めるときを除き、日銀ネット資金決済会社としての登録の抹消を行う。

10 機構は、前項の規定により日銀ネット資金決済会社としての登録を抹消する場合には、あらかじめ当該日銀ネット資金決済会社に対し、その抹消の日を通知する。

11 機構は、第1項の規定により日銀ネット資金決済会社としての登録を行う場合、第7項の規定により日銀ネット資金決済会社の名称に変更があることを知った場合又は第9項の規定によりその登録を抹消する場合には、発行者、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、当該日銀ネット資金決済会社の名称及びその登録の日、変更の日又は抹消の日を通知する。

12 機構は、第9項の規定により日銀ネット資金決済会社としての登録を抹消した場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

(受託会社)

第15条の3 (略)

2 機構は、受託会社としての登録を行う場合には、当該受託会社としての登録を受け
る者に対し、その登録の日を通知する。

3 機構は、第1項の登録を行った受託会社の名称を公表する。

4・5 (略)

6 機構は、前項の規定により受託会社の名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。

7 受託会社は、受託会社としての登録の抹消を受けようとする場合には、規則で定める方法により、機構に対し、その旨の申出をしなければならない。この場合において、機構は、当該申出による受託会社としての

り、機構に対し、その旨の申出をしなければならない。この場合において、機構は、日銀ネット資金決済会社としての登録の抹消を行う。

(新設)

8 機構は、第1項の規定により日銀ネット資金決済会社としての登録を行う場合又は前項の規定によりその登録を抹消する場合には、発行者、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、当該日銀ネット資金決済会社の名称及びその登録の日又は抹消の日を通知する。

(新設)

(受託会社)

第15条の3 (略)

(新設)

2 機構は、前項の登録を行った受託会社の名称を公表する。

3・4 (略)

(新設)

(新設)

登録の抹消により社債等振替制度の円滑な運営が阻害されるおそれがあると認めるときを除き、受託会社としての登録の抹消を行う。

8 機構は、前項の規定により受託会社としての登録を抹消する場合には、あらかじめ当該受託会社に対し、その抹消の日を通知する。 (新設)

9 機構は、第 1 項の規定により受託会社としての登録を行う場合、第 5 項の規定により受託会社の名称に変更があることを知った場合又は第 7 項の規定によりその登録を抹消する場合には、発行者、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、当該受託会社の名称及びその登録の日、変更の日又は抹消の日を通知する。 (新設)

10 機構は、第 7 項の規定により受託会社としての登録を抹消した場合には、遅滞なく、その旨を公表する。 (新設)

(機構加入者口座の開設)

第 16 条 (略)

2 機構は、前項の申請を受けた場合において、当該申請者が次に掲げる基準に適合するものと認めるときは、その者のために口座を開設する。

(1) 当該申請者が法第 44 条第 1 項各号に該当する者 (同項第 13 号に掲げる者については、機構が特に認める場合に限る。) 又は機構が特に認める者 (法人に限る。) であること。

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

5 機構は、新たに機構加入者となった者が生じた場合には、あらかじめ発行者 (発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人。以下この章において同じ。)、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社

(機構加入者口座の開設)

第 16 条 (略)

2 機構は、前項の申請を受けた場合において、当該申請者が次に掲げる基準に適合するものと認めるときは、その者のために口座を開設する。

(1) 当該申請者が法第 44 条第 1 項各号に該当する者 (機構から開設を受けようとする口座が一般債に係るものである場合には、同項第 13 号に掲げる者を除く。) 又は機構が特に認める者 (法人に限る。) であること。

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

5 機構は、機構加入者口座を開設する場合には、あらかじめ発行者 (発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人。以下この章において同じ。)、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社

託会社に対し、当該機構加入者の名称及びその開設の日を通知する。

6 機構は、新たに機構加入者となった者が生じたときは、その旨を公表する。

7 (略)

(届出事項)

第19条 (略)

2 機構は、前項の規定により機構加入者の名称に変更があることを知った場合には、発行者、他の機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、その旨を通知する。

3 機構は、第1項の規定により機構加入者の名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。

4 (略)

(機構加入者口座の廃止)

第20条 (略)

2～5 (略)

6 機構は、機構加入者が機構加入者でなくなった場合には、発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、当該機構加入者の名称及びその廃止の日を通知する。

7 (略)

8 機構は、機構加入者が機構加入者でなくなった場合には、その旨を公表する。

(口座管理機関の範囲)

第23条 法第44条第1項第1号から第13号までに掲げる者は、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ機構又は他の口座管理機関（同項第13号に掲げる者が機構に口座を開設する場合には、機構が特に認める場合に限る。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

し、当該機構加入者口座の開設を受ける者の名称及びその開設の日を通知する。

6 機構は、第2項の口座の開設を行った機構加入者の名称を公表する。

7 (略)

(届出事項)

第19条 (略)

2 機構は、機構加入者の名称に変更があることを知った場合には、発行者、他の機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、その旨を通知する。

(新設)

3 (略)

(機構加入者口座の廃止)

第20条 (略)

2～5 (略)

6 機構は、機構加入者口座を廃止する場合には、発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、当該機構加入者の名称及びその廃止の日を通知する。

7 (略)

(新設)

(口座管理機関の範囲)

第23条 法第44条第1項第1号から第13号までに掲げる者は、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ機構又は他の口座管理機関（同項第13号に掲げる者が一般債に係る口座を開設する場合には、他の口座管理機関に限る。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

(加入者との契約)

第 26 条 (略)

2 (略)

3 一般債に係る加入者の口座を開設する場合には、第 1 項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。

(1) (略)

(2) 当該加入者の口座に記録又は記載されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該加入者から当該口座管理機関に対し、当該一般債について、第 58 条の 25 の規定により抹消の申請手続を委任すること。

(3)～(5) (略)

4 (略)

5 投資信託受益権に係る加入者の口座を開設する場合には、第 1 項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。

(1) (略)

(2) 当該加入者の口座に記録又は記載されている投資信託受益権について、当該加入者の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、当該加入者から当該口座管理機関に対し、第 58 条の 48 の規定により抹消の申請手続を委任すること。

(3) (略)

(間接口座管理機関の承認)

第 27 条 (略)

2～4 (略)

5 機構は、新たに間接口座管理機関となった者が生じた場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人。以下この章において同じ。）、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会

(加入者との契約)

第 26 条 (略)

2 (略)

3 一般債に係る加入者の口座を開設する場合には、第 1 項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。

(1) (略)

(2) 当該加入者の口座に記録又は記載されている一般債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該加入者から当該口座管理機関に対し、当該一般債について、第 58 条の 25 の規定により抹消の申請手続を委任すること。

(3)～(5) (略)

4 (略)

5 投資信託受益権に係る加入者の口座を開設する場合には、第 1 項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。

(1) (略)

(2) 当該加入者の口座に記録又は記載されている投資信託受益権について、償還又は当該加入者の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、当該加入者から当該口座管理機関に対し、第 58 条の 48 の規定により抹消の申請手続を委任すること。

(3) (略)

(間接口座管理機関の承認)

第 27 条 (略)

2～4 (略)

5 機構は、間接口座管理機関に係る承認を行う場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人。以下この章において同じ。）、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、

社に対し、当該間接口座管理機関の名称及びその承認の日を通知する。

6 (略)

7 機構は、新たに間接口座管理機関となった者が生じたときは、その旨を公表する。

(間接口座管理機関の名称等の変更の届出等)

第 29 条 (略)

2 機構は、前項の規定により間接口座管理機関の名称に変更があったことを知った場合には、発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、その旨を通知する。

3 機構は、第 1 項の規定により間接口座管理機関の名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。

4 (略)

(間接口座管理機関の承認の取消し)

第 30 条 (略)

2～5 (略)

6 機構は、間接口座管理機関が間接口座管理機関でなくなった場合には、あらかじめ発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、当該間接口座管理機関の名称及びその取消しの日を通知する。

7 機構は、間接口座管理機関が間接口座管理機関でなくなった場合には、その旨を公表する。

(抹消手続の委任)

第 52 条 加入者（機構加入者を除く。）は、抹消手続に伴う償還金の受領及び前条に規定する抹消手続に係る事務のうち償還に伴う抹消手続に係る事務について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 (略)

当該間接口座管理機関の名称及びその承認の日を通知する。

6 (略)

7 機構は、第 3 項の規定により承認を行った間接口座管理機関の名称を公表する。

(間接口座管理機関の名称等の変更の届出等)

第 29 条 (略)

2 機構は、間接口座管理機関の名称に変更があったことを知った場合には、発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、その旨を通知する。

(新設)

3 (略)

(間接口座管理機関の承認の取消し)

第 30 条 (略)

2～5 (略)

6 機構は、間接口座管理機関に係る承認を取り消す場合には、あらかじめ発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、当該間接口座管理機関の名称及びその取消しの日を通知する。

(新設)

(抹消手続の委任)

第 52 条 加入者（機構加入者を除く。）は、抹消手続に伴う償還金の受領及び前条に規定する抹消手続に係る事務のうち規則で定める事項について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 (略)

(振替口座簿の記録事項又は記載事項)

第 58 条の 2 (略)

2 機構が備える振替口座簿中の各機構加入者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を記録する。

(1)～(3) (略)

(4) 第 2 号に掲げる銘柄がコールオプション行使に伴い繰上償還(発行残高の一部を償還する繰上償還に限る。)される銘柄の一般債(以下「コールオプション一部償還銘柄」という。)又は定時償還される銘柄の一般債(以下「定時償還銘柄」という。)である場合においては、ファクター又は実質金額

(5)・(6) (略)

3 (略)

4 口座管理機関が備える振替口座簿中の各加入者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を記録又は記載する。

(1)～(3) (略)

(4) 第 2 号に掲げる銘柄がコールオプション一部償還銘柄又は定時償還銘柄である場合においては、ファクター又は実質金額

(5)・(6) (略)

5 (略)

(抹消手続の委任)

第 58 条の 25 加入者(機構加入者を除く。以下この項において同じ。)は、前条に規定する抹消手続に係る事務のうち償還、繰上償還(プットオプション行使に伴う繰上償還においては加入者の請求が行われる場合に限る。)又は定時償還に伴う抹消手続に係る事務について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 (略)

(決済方式の区分)

第 58 条の 26 (略)

(振替口座簿の記録事項又は記載事項)

第 58 条の 2 (略)

2 機構が備える振替口座簿中の各機構加入者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を記録する。

(1)～(3) (略)

(4) 第 2 号に掲げる銘柄が定時償還される銘柄の一般債(以下「定時償還銘柄」という。)である場合においては、ファクター又は実質金額

(5)・(6) (略)

3 (略)

4 口座管理機関が備える振替口座簿中の各加入者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を記録又は記載する。

(1)～(3) (略)

(4) 第 2 号に掲げる銘柄が定時償還銘柄である場合においては、ファクター又は実質金額

(5)・(6) (略)

5 (略)

(抹消手続の委任)

第 58 条の 25 加入者(機構加入者を除く。)は、前条に規定する抹消手続に係る事務のうち規則で定める事項について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 (略)

(決済方式の区分)

第 58 条の 26 (略)

2 前項の決済方式の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合には、非DVP決済とし、それ以外の場合には、DVP決済とする。

(1)～(4) (略)

(5) 機構における抹消手続に係る一般債の償還がコールオプション行使に伴う繰上償還（発行残高の一部を償還する繰上償還に限る。）又は定時償還である場合

3 (略)

(償還口への記録等)

第 58 条の 27 機構は、特定の銘柄の一般債について、償還期日、繰上償還期日又は定時償還期日の前営業日が到来したときには、抹消申請機構加入者から当該銘柄の一般債に係る抹消の申請があったものとして取り扱い、当該取扱いを行った抹消の申請が償還又は繰上償還（コールオプション行使に伴う発行残高の一部を償還する繰上償還を除く。）に係るものである場合には、当該銘柄及び償還期日又は繰上償還期日の前営業日において各機構加入者口座に記録されている金額を償還口に記録する。

2 (略)

(資金決済の確認)

第 58 条の 28 一般債の償還、繰上償還又は定時償還に伴う資金決済に係る機構への通知については、次の各号に定めるところによる。

(1) 非DVP決済の場合

イ (略)

ロ 抹消申請機構加入者は、特定の銘柄の一般債について、繰上償還金（コールオプション行使に伴う発行残高の一

2 前項の決済方式の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合は非DVP決済とし、それ以外の場合はDVP決済とする。

(1)～(4) (略)

(新設)

3 (略)

(償還口への記録)

第 58 条の 27 機構は、特定の銘柄の一般債について、償還期日又は繰上償還期日の前営業日が到来したときには、抹消申請機構加入者から当該銘柄の一般債に係る抹消の申請があったものとして取り扱い、当該銘柄及び償還期日又は繰上償還期日の前営業日において各機構加入者口座に記録されている金額を償還口に記録する。

2 (略)

(資金決済の確認)

第 58 条の 28 一般債の償還に伴う資金決済に係る機構への通知については、次の各号に定めるところによる。

(1) 非DVP決済の場合

抹消申請機構加入者は、償還口に記録されている抹消に係る銘柄の一般債について償還金の受領を確認した場合には、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

(新設)

部を償還する場合の繰上償還金に限る。)又は定時償還金の受領を確認した場合には、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

(2) (略)

2 抹消申請加入者(機構加入者を除く。)は、特定の銘柄の機構非関与銘柄について償還金、繰上償還金又は定時償還金の受領を確認した場合には、その旨をその直近上位機関に対して通知しなければならない。

3 (略)

4 機構は、特定の銘柄の一般債について、繰上償還期日(コールオプション行使に伴う発行残高の一部を償還する場合の繰上償還期日)に限る。以下この条において同じ。)又は定時償還期日が到来したときには、第1項第1号口の通知があったものとして取り扱う。

5 加入者の直近上位機関は、特定の銘柄の一般債について、繰上償還期日又は定時償還期日が到来したときには、第2項の通知のうち繰上償還又は定時償還に伴う資金決済に係る通知があったものとして取り扱う。

6 前項において、通知があったものとして取り扱う口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関(機構を除く。)は、特定の銘柄の一般債について、繰上償還期日又は定時償還期日が到来したときには、第3項の通知のうち繰上償還又は定時償還に伴う資金決済に係る通知があったものとして取り扱う。

(抹消記録)

第58条の29 機構は、抹消手続に伴う減額記録に当たっては、次の各号に掲げる決済方法の区分に従い当該各号に定める措置を行う。

(1) 非DVP決済の場合

イ 機構は、前条第1項第1号イの通知

(2) (略)

2 抹消申請加入者(機構加入者を除く。)は、特定の銘柄の機構非関与銘柄について償還金の受領を確認した場合には、その旨をその直近上位機関に対して通知しなければならない。

3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(抹消記録)

第58条の29 機構は、抹消手続に伴う減額記録に当たっては、次の各号に掲げる決済方法の区分に従い当該各号に定める措置を行う。

(1) 非DVP決済の場合

機構は前条第1項第1号の通知を受け

を受けた場合には、第 58 条の 27 第 1 項の規定により償還口に記録した金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

ロ 機構は、前条第 4 項の規定により前条第 1 項第 1 号ロの通知があったものとして取り扱う場合には、当該通知の対象となった金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

(2) (略)

2 前項第 1 号イ又は第 2 号の抹消記録を行った場合には、機構は支払代理人及び抹消申請機構加入者に対し、当該抹消を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(銘柄情報に係る発行者からの通知)

第 58 条の 36 投資信託受益権の発行者は、新たに投資信託受益権を発行する場合であつて、かつ、当該投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項（以下この章において「銘柄情報」という。）の通知を行わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

(5)～(15) (略)

2 前項の通知は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める日まで行うことができる。

(1) (略)

(2) 適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募

当初設定日の前々営業日

3 機構は、発行者から第 1 項の通知を受けた場合には、次の各号の区分に従い、当該各号に定める通知先に対し、新規記録手続

た場合には、第 58 条の 27 第 1 項の規定により償還口に記録した金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

(新設)

(2) (略)

2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は支払代理人及び抹消申請機構加入者に対し、当該抹消を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(銘柄情報に係る発行者からの通知)

第 58 条の 36 投資信託受益権の発行者は、新たに投資信託受益権を発行する場合であつて、かつ、当該投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項（以下この章において「銘柄情報」という。）の通知を行わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

(5)～(15) (略)

2 前項の通知は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める日まで行うことができる。

(1) (略)

(2) 適格機関投資家私募又は一般投資家私募

当初設定日の前々営業日

3 機構は、発行者から第 1 項の通知を受けた場合には、次の各号の区分に従い、当該各号に定める通知先に対し、新規記録手続

を行うために必要な情報として規則で定める事項を通知する。

(1) (略)

(2) 適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募

当該銘柄の発行者及び受託会社

4 (略)

(抹消手続の委任)

第 58 条の 48 加入者（機構加入者を除く。以下この項において同じ。）は、前条に規定する抹消手続に係る事務のうち加入者の請求による解約、償還又は信託の併合に伴う抹消手続に係る事務について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 (略)

(証明書の取扱い等)

第 68 条の 2 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定により証明書の交付を受けた加入者は、当該証明書を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該証明書の対象となった短期社債等又は一般債について、振替の申請、抹消の申請又は償還金（当該証明書の対象が一般債である場合には、繰上償還金を含む。以下この条において同じ。）の受領をすることができない。

4～7 (略)

8 機構は、機構加入者に証明書の交付を行う場合又は機構加入者から第 6 項の通知を受けた場合には、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替、抹消及び償還金の支払いが行われないようにするために必要な措置を行うとともに、当該短期社債等の銘柄の発行者（支払代理人が選任されている場合には、支払代理人。

を行うために必要な情報として規則で定める事項を通知する。

(1) (略)

(2) 適格機関投資家私募又は一般投資家私募

当該銘柄の発行者及び受託会社

4 (略)

(抹消手続の委任)

第 58 条の 48 加入者（機構加入者を除く。）は、前条に規定する抹消手続に係る事務のうち規則で定める事項について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 (略)

(証明書の取扱い等)

第 68 条の 2 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定により証明書の交付を受けた加入者は、当該証明書を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該証明書の対象となった短期社債等又は一般債について、振替の申請、抹消の申請又は償還金（当該証明書の対象が一般債である場合には、繰上償還金を含む。）の受領をすることができない。

4～7 (略)

8 機構は、機構加入者に証明書の交付を行う場合又は機構加入者から第 6 項の通知を受けた場合には、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替、抹消及び償還金（当該証明書の対象が一般債である場合には、繰上償還金を含む。）の支払いが行われないようにするために必要な措置を行うとともに、当該短期社債等の銘

以下この条において同じ。）又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。

- 9 機構は、機構加入者から証明書の返還が行われた場合又は第7項において読み替えて準用する第6項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等の銘柄の発行者又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。

(差押え等の取扱い)

第70条の2 (略)

2～4 (略)

- 5 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている社債等について差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合又は機構加入者から第3項の通知を受けた場合には、当該送達を受けた通知又は第3項の通知の対象となった社債等の銘柄及び金額又は口数並びに当該社債等の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替及び抹消（当該銘柄が短期社債等である場合には償還金の支払いを含み、一般債である場合には償還金（繰上償還金及び定時償還金を含む。）及び利金の支払いを含む。）が行われないようにするために必要な措置を行うとともに、当該銘柄が短期社債等又は一般債であるときは、当該銘柄の支払代理人（短期社債等においては、支払代理人が選任されている場合の支払代理人に限る。以下この条において同じ。）に対し、当該送達を受けた通知又は第3項の通知に係る内容を書面により通知する。

- 6 機構は、その備える振替口座簿の自己口

柄の発行者（支払代理人が選任されている場合には、支払代理人）又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。

- 9 機構は、機構加入者から証明書の返還が行われた場合又は第7項において読み替えて準用する第6項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等の銘柄の発行者（支払代理人が選任されている場合には、支払代理人）又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。

(差押え等の取扱い)

第70条の2 (略)

2～4 (略)

- 5 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている社債等について差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合又は機構加入者から第3項の通知を受けた場合には、当該送達を受けた通知又は第3項の通知の対象となった社債等の銘柄及び金額又は口数並びに当該社債等の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替及び抹消（当該銘柄が短期社債等である場合には償還金の支払いを含み、一般債である場合には償還金（繰上償還金及び定時償還金を含む。）及び利金の支払いを含む。）が行われないようにするために必要な措置を行うとともに、当該銘柄が一般債であるときは、当該銘柄の支払代理人に対し、当該送達を受けた通知又は第3項の通知に係る内容を書面により通知する。

- 6 機構は、その備える振替口座簿の自己口

に記録されている社債等について差押命令等の申立ての取下げ若しくは取消等に関する通知の送達を受けた場合又は第 4 項において読み替えて準用する第 3 項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該送達を受けた通知又は第 4 項において読み替えて準用する第 3 項の通知の対象となった銘柄が短期社債等又は一般債であるときは、当該の銘柄の支払代理人に対し、当該送達を受けた通知又は第 4 項において読み替えて準用する第 3 項の通知に係る内容を書面により通知する。

に記録されている社債等について差押命令等の申立ての取下げ若しくは取消等に関する通知の送達を受けた場合又は第 4 項において読み替えて準用する第 3 項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該送達を受けた通知又は第 4 項において読み替えて準用する第 3 項の通知の対象となった銘柄が一般債であるときは、当該の銘柄の支払代理人に対し、当該送達を受けた通知又は第 4 項において読み替えて準用する第 3 項の通知に係る内容を書面により通知する。

2 社債等に関する業務規程の一部を改正する件（平成 19 年 1 月 4 日）

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（投資信託受益権の特例）</p> <p>第 2 条 特例投資信託受益権（法附則第 32 条第 1 項に規定する投資信託の受益権のうちこの改正規定による改正後の業務規程（以下「規程」という。）第 8 条の 3 第 2 項（その投資信託約款において分割又は併合の定めがあり、かつ、受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 7 項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）が存する投資信託にあつては、規程第 8 条の 3 第 2 項第 5 号中「投資信託約款において、投資信託受益権の分割又は併合」とあるのは、「投資信託約款において、投資信託受益権の銘柄の受益権の分割又は併合により増加又は減少する口数の算出を、当該銘柄の受益証券に係る口数と振替口座簿に記録又は記載された投資信託受益権とを区分して行うものとし、投資信託受益権の分割又は併合」と読み替えるものとする。）に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）のうち機構が法第 13 条第 1 項の規定に基づ</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（投資信託受益権の特例）</p> <p>第 2 条 特例投資信託受益権（法附則第 32 条第 1 項に規定する投資信託の受益権のうちこの改正規定による改正後の業務規程（以下「規程」という。）第 8 条の 3 第 2 項（その投資信託約款において分割又は併合の定めがあり、かつ、受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 7 項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）が存する投資信託にあつては、規程第 8 条の 3 第 2 項第 5 号中「投資信託約款において、投資信託受益権の分割又は併合」とあるのは、「投資信託約款において、投資信託受益権の銘柄の受益権の分割又は併合により増加又は減少する口数の算出を、当該銘柄の受益証券に係る口数と振替口座簿に記録又は記載された投資信託受益権とを区分して行うものとし、投資信託受益権の分割又は併合」と読み替えるものとする。）に掲げる要件に該当するものうち機構が法第 13 条第 1 項の規定に基づき特例投資信託受益</p>

き特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、投資信託受益権とみなして、この規程の規定（第 8 条から第 8 条の 3 まで、第 11 条、第 12 条第 1 項、第 13 条から第 15 条まで、第 26 条第 2 項から第 4 項まで、第 6 章、第 6 章の 2、第 58 条の 36、第 68 条の 2 及び第 69 条を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、投資信託受益権とみなして、この規程の規定（第 8 条から第 8 条の 3 まで、第 11 条、第 12 条第 1 項、第 13 条から第 15 条まで、第 26 条第 2 項から第 4 項まで、第 6 章、第 6 章の 2、第 58 条の 36、第 68 条の 2 及び第 69 条を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

3 附 則

この改正規定は、「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令」（平成 22 年 1 月 22 日内閣府・法務省令第 1 号）附則本文に規定する同令の施行の日（平成 22 年 7 月 1 日）から施行する。

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>(発行代理人の申請手続)</p> <p>第 4 条の 2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第 13 条第 7 項に規定する規則で定める方法は、所定の申請書を機構に提出する方法とする。</p>	<p>(発行代理人の申請手続)</p> <p>第 4 条の 2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第 13 条第 5 項に規定する規則で定める方法は、所定の申請書を機構に提出する方法とする。</p>
<p>(支払代理人の申請手続)</p> <p>第 4 条の 3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第 14 条第 7 項に規定する規則で定める方法は、所定の申請書を機構に提出する方法とする。</p>	<p>(支払代理人の申請手続)</p> <p>第 4 条の 3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第 14 条第 5 項に規定する規則で定める方法は、所定の申請書を機構に提出する方法とする。</p>
<p>(資金決済会社の登録申請の手続)</p> <p>第 4 条の 4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第 15 条第 9 項に規定する規則で定める方法は、所定の申請書を機構に提出する方法とする。</p>	<p>(資金決済会社の登録申請の手続)</p> <p>第 4 条の 4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第 15 条第 7 項に規定する規則で定める方法は、所定の申請書を機構に提出する方法とする。</p>
<p>(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手続)</p> <p>第 4 条の 5 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第 15 条の 2 第 9 項に規定する規則で定める方法は、所定の申請書を機構に提出する方法とする。</p>	<p>(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手続)</p> <p>第 4 条の 5 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第 15 条の 2 第 7 項に規定する規則で定める方法は、所定の申請書を機構に提出する方法とする。</p>
<p>(受託会社の登録申請の手続き)</p> <p>第 4 条の 6 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>規程第 15 条の 3 第 7 項に規定する規則で定める方法は、所定の申請書を機構に提出する方法とする。</u></p>	<p>(受託会社の登録申請の手続き)</p> <p>第 4 条の 6 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第5条 (略)

2 (略)

3 規程第16条第3項に規定する書類は、次に掲げる書類をいう。ただし、機構がその提出を省略することができることを認める場合には、その提出を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 法第44条第1項各号に掲げる者であることを証する書類(その他の法令により口座管理機関となるために必要な免許又は登録等を受けている場合には、当該免許又は登録等を受けていることを証する書類を含む。)

(4)・(5) (略)

4 前項第5号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(6) (略)

5 規程第16条第2項第3号の規定にかかわらず、日本銀行が機構加入者口座の開設を申請する場合には、資金決済会社に係る届出を要しない。

6 規程第16条第1項の規定により投資信託受益権に係る口座の開設を受けようとする者が投資信託受益権の指定販売会社としての業務を行う場合には、第3項第5号に規定する書面において、その旨を届け出なければならない。

7 (略)

(間接口座管理機関の承認申請の手続)

第8条 (略)

2 規程第27条第2項に規定する書類は次に掲げる書類とする。ただし、第4号及び第5号の書面にあつては、法第44条第1項第13号に掲げる者であつて、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が短期社債等又は一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、提出することとし、

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第5条 (略)

2 (略)

3 規程第16条第3項に規定する書類は、次に掲げる書類をいう。ただし、機構がその提出を省略することができることを認める場合には、その提出を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

4 前項第4号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(6) (略)

5 規程第16条第2項第4号の規定にかかわらず、日本銀行が機構加入者口座の開設を申請する場合には、資金決済会社に係る届出を要しない。

6 規程第16条第1項の規定により投資信託受益権に係る口座の開設を受けようとする者が投資信託受益権の指定販売会社としての業務を行う場合には、第3項第4号に規定する書面において、その旨を届け出なければならない。

7 (略)

(間接口座管理機関の承認申請の手続)

第8条 (略)

2 規程第27条第2項に規定する書類は次に掲げる書類とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類にあつては、機構がその提出を省略することができることを認める場合には、その提出を省略することができることとし、第4号の書面にあつては、法第44条第1項第13号に掲げる者であつて、かつ、

第2号から第6号までに掲げる書類にあっては、機構がその提出を省略することができると認める場合には、その提出を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 法第44条第1項各号に掲げる者であることを証する書類（その他の法令により口座管理機関となるために必要な免許又は登録等を受けている場合には、当該免許又は登録等を受けていることを証する書類を含む。）

(6) (略)

3 前項第6号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(6) (略)

4 規程第27条第1項の規定により機構の承認を申請する者(直近上位機関から開設を受けようとする口座が投資信託受益権に係るものであることを明らかにした者に限る。)が投資信託受益権の指定販売会社としての業務を行う場合には、第2項第6号に規定する書面において、その旨を届け出なければならない。

5 (略)

第20条 削除

(新規記録情報に係る発行代理人の通知事項)

第27条の8 (略)

2 規程第58条の8第1項第4号に規定する事項は、新規記録に係る銘柄の一般債のISINコードとする。

第27条の25 削除

直近上位機関から開設を受けようとする口座が短期社債等又は一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、提出することとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

(5) (略)

3 前項第5号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(6) (略)

4 規程第27条第1項の規定により機構の承認を申請する者(直近上位機関から開設を受けようとする口座が投資信託受益権に係るものであることを明らかにした者に限る。)が投資信託受益権の指定販売会社としての業務を行う場合には、第2項第5号に規定する書面において、その旨を届け出なければならない。

5 (略)

(抹消手続の委任事項)

第20条 規程第52条第1項に規定する事項は、償還時の抹消申請情報に係る直近上位機関への通知をいう。

(新規記録情報に係る発行代理人の通知事項)

第27条の8 (略)

2 規定第58条の8第1項第4号に規定する事項は、新規記録に係る銘柄の一般債のISINコードとする。

(抹消手続の委任事項)

第27条の25 規程第58条の25第1項に規定する事項は、償還時の抹消申請情報に係

<p><u>第 27 条の 52 削除</u></p> <p>(社債等の内容の提供方法等)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 機構が、規程第 69 条の規定により、投資信託受益権の内容について提供する事項は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 公募、適格機関投資家私募、<u>特定投資家私募又は一般投資家私募</u>の別</p> <p>(9)～(19) (略)</p> <p>別表 1 統合 W e b 端末等によるデータの授受</p> <p>(別紙 (新) 参照)</p>	<p><u>る直近上位機関への通知をいう。</u></p> <p>(抹消手続の委任事項)</p> <p><u>第 27 条の 52 規程第 58 条の 48 第 1 項に規定する事項は、解約時、償還時及び信託の併合時の抹消申請情報に係る直近上位機関への通知をいう。</u></p> <p>(社債等の内容の提供方法等)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 機構が、規程第 69 条の規定により、投資信託受益権の内容について提供する事項は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 公募、適格機関投資家私募<u>又は一般投資家私募</u>の別</p> <p>(9)～(19) (略)</p> <p>別表 1 統合 W e b 端末等によるデータの授受</p> <p>(別紙 (旧) 参照)</p>
---	--

2 附 則

この改正規定は、「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令」(平成 22 年 1 月 22 日内閣府・法務省令第 1 号)附則本文に規定する同令の施行の日(平成 22 年 7 月 1 日)から施行する。

統合Web端末等によるデータの授受

I.・II. (略)

III. 投資信託受益権

1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間	備考
銘柄情報	入力	銘柄情報登録（振替投 信・I S I Nコード申請）	公募の場合 募集開始日の前々営業日まで 9:00～15:00 <u>適格機関投資家私募、特定投資家私募</u> 又は <u>一般投資家私募</u> の場合 当初設定日の前々営業日まで 9:00～15:00	
		(略)		
		(略)		
(略)				

2. ～4. (略)

統合Web端末等によるデータの授受

I.・II. (略)

III. 投資信託受益権

1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間	備考	
銘柄情報	入力	銘柄情報登録（振替投 信・I S I Nコード申請）	公募の場合 募集開始日の前々営業日まで 9:00～15:00 適格機関投資家私募又は一般投資家私 募の場合 当初設定日の前々営業日まで 9:00～15:00		
		(略)			
		(略)			
(略)					

2. ～ 4. (略)

社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 12 月 8 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
別表 社債等振替制度に係る手数料表 （別紙（新）参照）	別表 社債等振替制度に係る手数料表 （別紙（旧）参照）

2 附 則

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料表

I. (略)

II. 一般債

1. (略)

2. (略)

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
振替口座簿記録情報ファイル提供手数料	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円 ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書交付手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の交付を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の確認書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル提供手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円
社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書交付手数料	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
同意書に基づく証明書交付手数料	同意書に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	同意書に基づく証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
ダウンロード手数料	統合 Web 端末を利用して口座処理明細データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1 件につき 100 円

4. (略)

III. (略)

IV. (略)

社債等振替制度に係る手数料表

I. (略)

II. 一般債

1. (略)

2. (略)

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
振替口座簿記録情報ファイル提供手数料	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円 ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書交付手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の交付を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の確認書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル提供手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円
社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書交付手数料	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
ダウンロード手数料	統合 Web 端末を利用して口座処理明細データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1 件につき 100 円

4. (略)

III. (略)

IV. (略)